

平成29年4月1日

# 評議員等報酬規程

## 評議員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆徳会(以下「法人」という。)の定款第八条の規定に基づき、評議員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(評議員等)

第2条 この規程において、評議員等とは、評議員及び、評議員解任・選任委員をいう。

(報酬)

第3条 評議員等が、その職務のため、評議員会及び理事会並びに評議員解任・選任委員会に出席する場合又は、法人業務を行う場合は、報酬を支給する。

2 報酬額は別表1に定める。

(旅費)

第4条 前条第一項に出席する場合又は法人業務を遂行するに掛かる旅費は、報酬に含まれ支給しない。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

### 附 則

1. この規程は、平成 28 年 12 月 1 日 から施行する。
2. この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日 から施行する。

別表1 報酬額

	報酬
評議員	日額:10,000 円
評議員解任・選任委員 (施設職員には支給しない)	日額:10,000 円